

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

はじめに

編集部 p 2

戦争法案をめぐる現状と廃案の展望

中谷 雄二 p 3～

トヨタから見た日本の税制

垣内 亮 p 5～

国立大学の「改革」と惨状

前田 定孝 p 16～

高校生の成長・発達を妨害する愚者の行為

櫻井 善行 p 25～

労働情報この2ヶ月 5/1～6/30

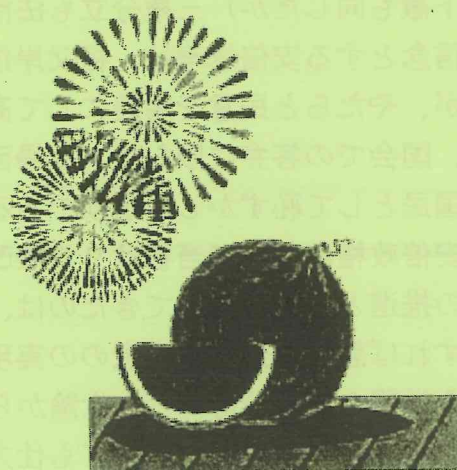
編集部 p 27～

第15期総会の案内

事務局 p 31～

研究所だより

編集部 p 32～



● 第183号

◎ 2015年7月15日

愛知労働問題研究所

敗戦 70 年を迎えて

編集部

今年は、戦後 70 年。あの悲惨な戦争の惨禍という体験を経て、日本はここまでやってきた。私たちの常識からすれば、過去の戦争体験の反省を踏まえた出発点であったはずだ。国富の 4 分の 1、傷ついた人の数は 1000 万人、そして 300 万人にも及ぶ尊いのちが失われた事実は消せない。歴史修正主義者のように過去の時代を美化し敗戦の事実を認めないわけにはいかない。

その出発点があったからこそ、戦後の日本は平和憲法の下、周辺の国々が戦火を交えることがあったとしても、それに巻き込まれることはなかった。しかし今やこの貴重な体験すら、ないがしろにしようとする不気味な動きが私たちの周りではうごめいている。時間的な制約があるため、これを書く時点でどうなっているかは分からないが、今確実に日本の国は危険な多くの国民が望もうともしない方向に舵を切ってしまった。いうまでもなく今国会での『懸案事項』とされるいわゆる『戦争・安保法案』である。すでに昨年の夏に安倍内閣は、『集団的自衛権行使』を閣議決定している。

この間、軍備拡大を進めようとする人は、必ず恣意的な解釈変更をしてきた。自衛隊は戦力かどうかという論争があったときは、『戦力ではない、必要最小限の自衛』、『専守防衛』のためだと応えてきた。それでも「自衛権」は「個別的」のみ許されるというのが世間の『常識』であった。ところが、『集団的自衛権』を擁護するために持ち込んできたのが「砂川判決」であった。砂川判決自体は、アメリカが日本政府に圧力をかけて最高裁が屈服したものとして多くの人が認識しているが、自衛権についての言及はあっても地球の裏側での戦闘行為に荷担できる『集団的自衛権』までは認めたものではないという圧倒的な多数意見を恣意的にねじ曲げて持ち上げている。（これは弁護士出身の安倍応援団長橋下徹も同じだが）三権分立も法治主義も地に落ちたものだ。

改憲を信念とする安倍総理は、祖父岸信介と DNA で結ばれているのかは分からないが、やたらと民意を馬鹿にして高い目線で物事を語り、しかも勉強不足である。国会での答弁に限ら様々な場面での言動を拝見すると、これはもう同じ日本国民として恥ずかしい限りである。

第二次安倍政権になって当初は 96 条改憲を目論み非難を浴び引っ込め、数々の悪政の推進とともにやってきたのは、今回の「戦争法案」である。彼らの主張からすれば憲法を変える民意のの実現の上でというのが筋のはずだが、憲法学という学問の専門分野からも世論からも地方からも Non を突きつけられ、「何を急ぐか安倍総理」といわれても仕方がない。まぎれもなく彼は歴史に残る総理となろう。もちろん名宰相などではけっしてない。それは「もっとも劣化した質の悪い内閣の総理」として歴史に名を残すことになるのだろう。

戦争法案をめぐる現状と廃案の展望

弁護士 中谷雄二

1 現在、国会で審議されている戦争法案は、自衛隊創設以来、政府が維持してきた集団的自衛権は憲法9条により禁止されているという解釈を変更し、他国のために武力を行使することを始め、自衛隊による海外での武力行使を認める違憲の法律である。その意味で、この法案の成否がわが国の将来にとって、国民の生命にも関わる重大問題であることは明らかである。

2 ところが、戦争法案を国会に上程して以来の政府の姿勢は、昨年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定の内容を繰り返すに過ぎず、どのような安全保障環境の変化に伴い何を変えなければならないかなど何も説明をしない。問答無用というに等しい不誠実な態度を繰り返している。民主主義国家として、国民に対して十分な情報を提供した上での議論は最低限の義務である。各種世論調査に現れる慎重な審議を求める声は、現在の政府の強引な姿勢に対する不安の表れである。政府は、憲法の授權により権力を行使できるという立憲主義の基本を忘れている。今日の事態は、戦後最大の平和憲法と民主主義の危機と言っても過言ではない。

3 これに対して、日弁連を始め各地の弁護士会を始め、多くの市民はこれまでの枠を超える反対運動を展開し、街頭での集会、デモ、屋内集会や請願署名、国会議員要請行動などを旺盛に取り組んできた。愛知においても愛知県弁護士会主催の1. 17集会では3000人、6. 14集会・パレードでは4000人の参加など、多くの市民が反対の声を挙げている。さらに、個人連名の呼びかけによる「安倍内閣の暴走を止めよう!連続行動」は4. 28集会と5. 3までの連続行動を成功させ、この実行委員会の名称を「安倍内閣の暴走を止めよう!共同行動」実行委員会が7. 1集会、7. 29集会を呼びかけており、愛知の取り組みは全国にも影響を与え、今日の戦争法案反対の世論形成の一翼をになっている。

報じられる全国各地での反対運動の規模もかつてないほどとなっている。中でも憲法審査会での憲法学者3人の違憲表明以来、憲法学者多数の反対声明、5000人を超える学者の反対など国民と専門家の反対は、メディアをも動かし、新聞だけでなくテレビでも連日のように違憲の疑いが表明されるに至っている。

4 政府は、9月下旬まで今国会を大幅に会期延長を決定し、何としてでもこの国会での法案成立を目指す姿勢を崩していない。60日ルールにより、参議院で議決できなくても2/3の再議決で法案を成立させるという道筋を政府は

描いているようである。しかし、政府の思惑とは異なり、現状は、廃案の現実的可能性が高まってきていると見てよい。6月中の衆議院通過という政府の当初のもくろみは崩れた。この法案の成否がまさしく我が国の平和と民主主義にとって岐路であることが徐々に国民に認識され始めてきている。若者の立ち上がりはまだ一部にとどまるが、これまで政治に関わらなかった若者が主体的に反対運動に加わり始めている。国会内の勢力だけで事が決まると考えるのは間違いである。反対が増えたと言っても政権への支持率が40%もあると考えるから政府は強気でいられる。国民の支持率が落ち、圧倒的に反対の世論が強まれば、自民党内の反対派も声をあげることになる。現状は、国民の世論を巡って、法案に反対し、憲法を守ろうという側と政府とのせめぎあいの情勢である。10%程度の支持率低下は折り込む済みだと新聞は報じている。それならばこの想定を超える反対の世論を形成することである。この夏の戦後70周年に向けての首相談話や終戦記念日は、国民に戦争と平和を考える機会をつくるであろう。夏までに成立させるという対米約束は実現しそうにない。次は7月中の衆議院の通過を阻止することである。そうなれば、60日ルールによる再議決もできなくなる。現時点での反対世論の盛り上げが法案の成立を許すかどうか直結することとなる。

5 そのためには、一人一人が法案の問題を語ることである。語るための学習をし、街頭に出、地方議会に働きかけ、国会議員への要請を繰り返すことである。そのための武器として、日弁連の声明、愛知県弁護士会会長声明、歴代会長声明がある。与党と関係のある弁護士を含む数多くの弁護士がこの法案では反対を表明している。憲法学者の声明など使えるものはいくつもある。この国の未来に対する責任を果たすために、全力を挙げて反対行動に立ち上がろう。今こそ、憲法守れ、平和を守れという正しい声を掲げて政府の暴挙を阻止するために列島を騒然とさせる時期である。

なかに ゆうじ 弁護士 安倍内閣の暴走を止めよう！全国行動呼びかけ人

編集部注 中谷雄二先生には、多忙なところを所報の原稿依頼に快諾していただきありがとうございました。紙面を通じてお礼を申し上げます。この所報を編集しているさなか真中央での緊張した動きが報じられています。あわせて、そういう中でも、何千何万の市民が全国各地で立ち上げっています。戦争 No！ 安倍 No！ の声を全国の隅々からあげていきましょう。7月14日(火)も多くの人々が久屋ひかりの広場に集まりました。



トヨタから見た日本の税制

トヨタシンポジウム講演録

垣内 亮

* 2015 年 5 月 16 日 (土) に名古屋市教育館で開催された第 31 回トヨタシンポジウム (主催: トヨタ総行動実行委員会) において、垣内亮氏 (日本共産党中央委員会政策委員会) による講演がおこなわれました。以下は、その内容を編集部で責任で整理したものです。

私が専門的に研究しているのは、トヨタ自動車 (以下、トヨタ) のことではなく、主に財政・税制の問題ですが、トヨタは、大企業優遇税制の宝庫みたいなものですから、トヨタをみると、だいたい全体を俯瞰できるということで、本日の演題になっています。今日は、トヨタだけでなく全国ベースの統計も使って話をします。

(1) トヨタが法人税を納めていなかったという社長発言

この 1 年間で、一番話題になったのは、トヨタが法人税を納めていなかったという社長発言です。昨年 5 月 8 日、トヨタが発表した 2014 年 3 月期連結業績は、本業のもうけを示す営業利益が前期比 74% 増の 2 兆 2921 億円となり、6 期ぶりに過去最高を更新しました。同日、都内で開いた決算会見で豊田章男氏は、「社長になってから国内で一度も税金を払っていない。やはり企業というのは税金を払うことで社会貢献をやっていくというのが企業の存続の一番の使命だと思っている。そういう意味で納税ができる会社としてスタートラインに立てたことが素直にうれしく思っているし、関係者の皆様に改めて感謝申し上げたい」 (<http://response.jp/article/2014/05/09/222808.html>) と述べています。同様の趣旨は、トヨタのホームページにも掲載されています。

しかし、トヨタが税金 (法人税) を払っていないかったという社長発言を大手マスコミは報道しませんでした。それは、日経新聞を例に挙げれば、消費税率 8% への増税の時に、トヨタが「節約は生活を豊かにするんだと気がつけば、増税もまた楽しからずや」という趣旨の広告を出しているわけですから、このような発言を記事にしないのもむべなるかなと思います。そこで、「しんぶん赤旗」では、この発言を報道しました。赤旗記者が、トヨタの広報部に取材をして、「社長が税金を払っていないかったと言っているが、実際には払っている。これはどういうことか」と聞くと、広報部は、「国内では法人税を払っていないかった」ということであると説明したので、トヨタが払っていないかったのは法人税のことです。これを赤旗で大きく取り上げ、共産党のホームページにもこのことを掲載したところ、ホームページを見た人からのリツイート (もう 1 回つぶやくこと) が 1,000 を超えました。1000 を超えることはめったにないので、大変大きな反響があったといえます。

(2) トヨタの決算書に法人税額は明示されていない

表 (次頁) で、トヨタの 2008 年度～ 2012 年度までの決算をみると、2009

年度を除いて、いずれの年も税金を払っています。だから、私たちも法人税ゼロなどとは気がつかなかったわけです。これはどういうことかという、住民税（法人住民税）や事業税（法人事業税）を払っていれば、表のように税金を払っていることになりうるのです。しかし、肝心の法人税は払っていなかったのです。

表にあるように、2008年度の「連結・税引前利益」は、5,604億円の赤字になっています。この年は、リーマンショックがあつて、世界的に景気が落ち込んだ時期で、2009年度、2010年度も、「個別・税引前利益」（トヨタ自動車のみの決算）は赤字になっています。ですから、この時期にトヨタが法人税を払っていなかったということはあり得ることです。しかし、2011年度や2012年度は「個別・税引前利益」は黒字になっています。にもかかわらず法人税を払っていなかったのです。一方、法人税を払っていなかった期間（2008～2012年度）も、「株主への配当金」を払い続けていました。2008～2012年度までの5年間を合計すると、「連結・税引前利益」は2.1兆円、「個別・税引前利益」は0.9兆円、税金は0.1兆円ですから、約1割しか税金を支払っていないことになり、他方で、配当金の累計は1兆円となっています。

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	08～12合計
連結・税引前利益	24,372	▲ 5,604	2,915	5,633	4,329	14,036	24,411	21,309
個別・税引前利益	15,806	1,826	▲ 771	▲ 470	231	8,562	18,385	9,377
個別・法人税・住民税及び事業税	3,993	235	▲ 36	165	158	690	4,921	1,212
株主への配当金	4,432	3,136	1,411	1,568	1,577	2,851	5,230	10,542

データ出所:トヨタ自動車の各年度決算書、単位:億円

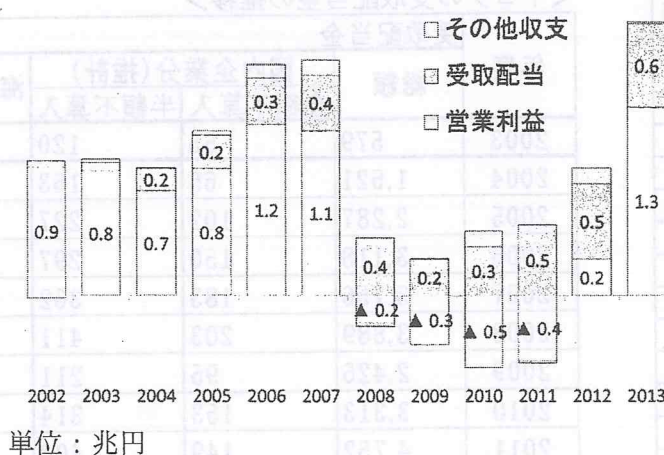
(3)トヨタの収益構造の変化

下表で2002年度以降のトヨタの販売・製造実績をみると、確かに2008年度は、リーマンショックの煽りを受けて、自動車販売台数と売上金額が大きく減っています。しかし、その後5年間、ずっと落ち込み続けていたわけではないし、かなり回復してきています。ただ、そうはいっても回復の中心は、国内販売ではなく、海外向け販売です。すなわち、国内販売のピークは2004年度の238万台で、2013年度になってもその水準を少し下回っています。

年度	販売台数(万台)			売上金額 (兆円)	地域別生産台数(万台)			海外生産 比率(%)
	国内向け	海外向け	合計		日本	海外	合計	
2002	222	403	625	14.8	416	182	598	30.4
2003	230	442	672	16.0	428	223	651	34.2
2004	238	503	741	17.1	453	270	723	37.3
2005	236	561	798	19.3	468	303	771	39.2
2006	227	625	853	21.9	510	308	818	37.6
2007	219	673	891	24.2	516	339	855	39.6
2008	194	562	757	18.6	425	280	705	39.7
2009	216	507	724	17.2	396	285	681	41.9
2010	191	539	731	17.3	372	345	717	48.1
2011	207	528	735	17.0	394	350	744	47.0
2012	228	659	887	20.4	428	442	870	50.8
2013	237	675	912	23.7	434	469	903	51.9
2014	215	682	897	25.0	413	481	893	53.8

出所:トヨタ自動車の各年度決算説明資料

生産台数でもみても、国内生産のピークは 2007 年度の 516 万台で、それ以降、この水準を回復していないのに対して、海外生産は、2010 年度以降、毎年ピークを更新し、2014 年度の海外生産比率は 53.8 %に達しています。このように、トヨタの生産・販売構造が、国内でつくって売るよりも、海外でつくって売るという構造に変わってきています。こうした変化を反映して、トヨタの収益構造も、2008 年度～ 2012 年度は、受取配当（国内・海外の子会社等からの配当利益）が営業利益（トヨタ本体の利益）を上回るという状況になっています（以下の図表参照）。

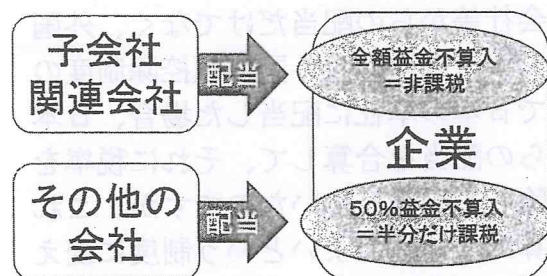


＜元データ＞単位：億円

年度	営業利益	受取配当	その他収支
2002	8,613	452	▲ 139
2003	8,338	579	241
2004	7,014	1,521	28
2005	8,480	2,287	281
2006	11,509	3,118	924
2007	11,086	3,756	965
2008	▲ 1,879	3,889	▲ 184
2009	▲ 3,281	2,426	84
2010	▲ 4,809	3,313	1,026
2011	▲ 4,398	4,752	▲ 123
2012	2,421	5,111	1,029
2013	12,690	5,566	129

(4)トヨタが法人税を払わない仕組み（その 1）

以上の状況の中で、トヨタが税金（法人税）を払わないということが生じているのです。その仕組みとして、第一に、受取配当の益金不算入制度というものがあります。これは、企業が他企業から配当を受け取った場合、その受取配当の一部または全部を利益とみなさないという制度です。具体的には、下の図表にあるように、保有株式比率 25 %以上の「子会社・関連会社」（トヨタでは、日野自動車・ダイハツ工業・豊田合成など）からの配当は、その 100 %を利益とみなさない（非課税とする）、25 %未満の「その他の会社」（トヨタでは、デンソー・豊田自動織機・アイシン精機など）からの配当は、その 50 %を利益とみなさない（非課税とする）というものです（なお、2015 年度から、保有株式比率 25 %以上を 3 分の 1 以上に変更）。



子会社・関連会社と、その他の会社は、保有株式比率で区分（右はトヨタの例）。2015 年度から「25 %以上」を「3 分の 1 以上」に変更

保有株式比率で区分

保有株式比率で区分	
TOYOTA	
保有株式比率 25%以上 100%不算入	保有株式比率 25%未満 50%不算入
日野自動車(50.42%)	デンソー(24.92%)
ダイハツ工業(51.5%)	豊田自動織機(24.67%)
豊田合成(43.04%)	アイシン精機(23.36%)
トヨタ紡織(33.9%)	富士重工業(16.48%)
	KDDI(11.09%)
	いすゞ自動車(5.89%)

このような制度は、昔からあったのですが、国税庁の資料（下表＜受取配当の益金不算入額等の推移＞）によると、受取配当の益金不算入額が最近急増してきています。もちろん、これには、大企業（資本金10億円以上）であれ中小・中堅企業（資本金10億円未満）であれ、子会社などから配当を受けている企業はすべて含まれているわけですが、中小・中堅企業で子会社等をもっているところは少ないわけですから、ほとんど大企業が、この制度を利用しているといえます。

＜受取配当の益金不算入額等の推移＞

	受取配当の益金不算入額	外国子会社配当の益金不算入額
1990年分	8,138	
1995年分	7,284	
2000年分	12,846	
2001年分	17,622	
2002年分	25,110	
2003年分	22,385	
2004年分	28,211	
2005年分	43,440	
2006年分	59,083	
2006年度	66,222	
2007年度	83,074	
2008年度	73,608	
2009年度	47,541	
2010年度	58,743	39,417
2011年度	57,760	39,384
2012年度	74,482	34,765
2013年度	82,581	45,458

出典：国税庁「会社標本調査」、単位：億円

＜トヨタの受取配当金の推移＞

年度	受取配当金			海外企業分
	総額	国内企業分(推計) 全額不算入	半額不算入	
2003	579	55	120	404
2004	1,521	65	163	1,293
2005	2,287	102	227	1,958
2006	3,118	150	297	2,671
2007	3,756	183	362	3,211
2008	3,889	203	411	3,276
2009	2,426	95	211	2,120
2010	3,313	153	314	2,847
2011	4,752	149	403	4,201
2012	5,111	203	438	4,470
2013	5,566	278	610	4,678

出所：受取配当総額は決算書による。単位：億円

国内企業分は、トヨタが保有する株式数と各社の配当額から推計

国内企業からの配当として判明した分以外を「海外企業分」として分類。

トヨタの場合で計算してみますと、さきほどの5年間の受取配当金合計約2,584億円のうち、891億円は益金に算入されていますが、残りの1,693億円は益金不算入ですから、受取配当のうち、ほぼ3分の2が不算入となっています。したがって、「儲け」がでていても法人税はかからないということになるのです。

(5) トヨタが法人税を払わない仕組み（その2）

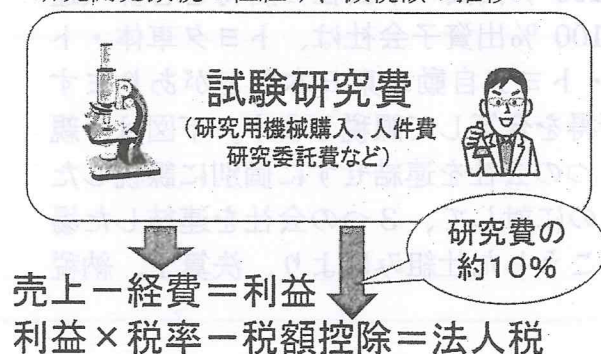
第二の仕組みは、これまで述べた国内子会社等からの配当だけでなく、外国子会社からの配当を益金に算入しない制度です。以前は、外国税額控除制度のもとで、海外子会社が外国で納税したうえで日本の本社に配当した場合、日本本社の税額は、国内の利益と外国子会社からの配当を合算して、それに税率を掛けた額から外国子会社が納税した額を控除して計算していたのですが、これを、外国子会社からの配当をすべて益金に算入しなくてよいという制度に変えてしまったのです。この制度は、2010年度から導入されたので、＜受取配当の益金不算入額等の推移＞（上記の左表）にあるように、まだ数年分の統計しかありません。上記の右表（＜トヨタの受取配当金の推移＞）で推計したよう

に、トヨタの受取配当の大部分は海外子会社からのものです。海外子会社からの受取配当が利益とみなされないのですから、「儲け」があっても法人税を払わなくてもよいということになるのです。

(6)トヨタが法人税を払わない仕組み（その3）

第三の仕組みは、研究開発減税、正確な名称は、試験研究費税額控除制度です。これは、企業の試験研究費（研究用機械購入、人件費、研究委託費など）を経費としてみたうえで、さらに、その10%を税額控除するというものです。この制度も、受取配当益金不算入制度と同様に、大企業だけでなく中小・中堅企業にも適用されますが、下の右表に1997年分以降の減税額を示してあるように、圧倒的に大企業が利用しています（年間5,000億円程度の減税額）。この制度は租税特別措置の一つで、民主党政権の時に租税特別措置の透明化法というものができ、当初企業名を公表するはずだったのですが、民主党内部に反対があつて、記号（法人コード）になってしまいました。

<研究開発減税の仕組み、減税額の推移>



02年度までは「研究費の増加額」に応じた減税だったが、03年度から「総額に応じた減税」になった。なお、右の表のうち「●年分」とあるのは「3月～翌年2月に決算期が到来した企業」の集計、「●年度」とあるのは「4月～翌年3月」の集計である（他の表も同じ）

<2013年度の研究開発減税上位企業>

	中小・中堅	大企業	合計
97年分	256	852	1,108
98年分	200	677	877
99年分	202	343	545
00年分	348	356	704
01年分	250	457	707
02年分	97	550	647
03年分	133	913	1,046
04年分	478	3,758	4,236
05年分	487	5,176	5,663
06年分	613	5,207	5,820
06年度	956	4,890	5,846
07年度	440	5,829	6,269
08年度	541	2,340	2,881
09年度	321	2,244	2,565
10年度	386	3,340	3,726
11年度	524	2,871	3,395
12年度	499	3,453	3,952
13年度	511	5,728	6,240

単位:億円、「大企業」は資本金10億円以上+連結納税法人

これまで2011～2013年度の報告書が出されています。2013年度の報告書をもとに作成した<2013年度の研究開発減税上位企業>（前頁の表）をみると、減税額1位は1,201億円（輸送機械）、2位は212億円（輸送機械）となっています。業種がある程度推測できるので、表には、私が推定した企業名も記してあります。赤旗記者が、トヨタの広報に「1,201億円は、御社と思いますが、いかがでしょうか」と問い合わせたところ、「否定も肯定もいたしません」との回答でした。これは間違いなくトヨタです。

単体納税企業、減税額上位10社

法人コード	減税額	業種(推定)	企業名(推定)
H000883	211	輸送機械	デンソー
U008617	201	化学	武田薬品工業
H019784	165	その他製造	?
O039865	112	運輸通信	JR東海
Y001293	97	ゴム製品	ブリヂストン
N016822	63	化学	アステラス製薬
Z011032	60	?	いすゞ自動車
N017196	59	?	小松製作所
Z040406	58	運輸通信	NTTドコモ
B035900	46	化学	塩野義製薬

連結納税企業、減税額上位10社

法人コード	減税額	業種(推定)	企業
E011443	1,201	輸送機械	トヨタ
V013800	212	輸送機械	日産
Y000094	163	機械	キヤノン
L035930	101	輸送機械	スズキ
Q017834	90	運輸通信	NTT
W013077	78	輸送機械	マツダ
G008394	58	産業電機	村田
N005479	55	?	田辺
J023038	55	その他	?
J017272	52	輸送機械	富士

データ出所: 法人コードと減税額は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(2013年度分)による業種および企業名は、垣内による推定

(7)トヨタが法人税を払わない仕組み(その4)

第四の仕組みは、連結納税制度です。これにより、法人税の納税額が少なくなります。この制度は、親会社とその100%出資の子会社の所得を合算(連結)して課税するものです。トヨタの100%出資子会社は、トヨタ車体・トヨタ自動車九州・トヨタ自動車北海道・トヨタ自動車東日本などがありますが、そうした子会社の所得とトヨタの所得を合算して課税します。下図は、親会社と2つの子会社A・Bで、これら3つの会社を連結せずに個別に課税した場合の法人税の合計額が30億円であるのに対して、3つの会社を連結した場合のそれが15億円に半減しています。こうした仕組みにより、決算上、納税額がマイナスになる場合もあります。

<連結納税制度の概要と適用実績>

	親会社	子会社A	子会社B
法人所得	100億円	20億円	▲60億円
法人税額	25億円	5億円	0

↓

連結納税法人	
連結法人所得	60億円
連結法人税額	15億円

年度	連結納税企業の所得		相殺分 ①-②	減税効果
	①個別所得	②連結後		
2002	12,024	657	11,367	3,410
2003	13,501	2,848	10,653	3,196
2004	30,774	18,481	12,293	3,688
2005	49,171	33,791	15,380	4,614
2006	55,046	40,986	14,060	4,218
2007	82,992	70,727	12,265	3,680
2008	38,475	21,883	16,592	4,978
2009	43,680	22,669	21,011	6,303
2010	41,864	23,986	17,878	5,363
2011	49,973	30,375	19,598	5,879
2012	68,237	52,101	16,136	4,526
2013	106,408	85,731	20,677	5,800

国税庁の報告書(ホームページ掲載)より計算、単位: 億円

①は、連結グループ内の黒字企業の所得を合計したもの

②は、黒字と赤字を相殺した後の、連結納税法人としての申告額

減税効果は、相殺分に法人税率(11年度までは30%、12・13年度は復興特別法人税を含めて28.05%)を乗じて計算

(8)トヨタが「法人税ゼロ」であった理由

2010年まではトヨタの税引前利益はマイナスになっていますが、「連結納税」制度で子会社に税金を払わしているのではないかとことです。

法人事業税とは外形標準課税というのがあって、資本金と資本準備金に0・2%を掛けたものですが、2006年度から「自己株式」を引いています。この計算からトヨタの場合は資本金ゼロということになり、年間7・6億円のはずですが、9年間ゼロになります。資本金ゼロになると法人住民税の均等割も最低ランクになってしまい、県民税は2万円、市民税は12万円を払うのみで、中小企業並みの税金しか払っていないことになります。

トヨタの法人税ゼロの5年間を分析してみると、一番大きいのが①配当利益金不算入であり、次に②試験研究費税額控除で400億円強あり、次いで③外国税額控除、別途④「欠損金の繰越し控除」があります。

「自己株式」保有によって事業税「資本割」と住民税「均等割」が軽減されていた

法人事業税の「資本割」(04年度から)

(資本金+資本準備金等)×0.2%

2006年度から「自己株式」を引くことに

トヨタの場合	
資本金	3970億円
資本準備金等	4170億円
自己株式(控除)	1兆2000億円前後

本来なら年間7.6億円のはずが、9年間ゼロ！

資本金等の額	道府県民税	市町村民税
～1000万円	2万円	12万円
～1億円	5万円	15万円
～10億円	13万円	40万円
～50億円	54万円	175万円
50億円～	80万円	300万円

(9)大企業ほど法人税負担が低い

2013年度国税庁データを見ると、資本金10億円以上と連結納税法人の大企業全体では13.2%しかなく、中堅企業の半分程度です。日本は法人税率が高いから下げろという意見があるが、実際はこんなに負担していないということです。

大企業優遇税制がどういうものになっているかを国税庁のデータから推計すると受取配当益金不算入が1.43兆円と一番多く、続いて外国子会社配当非課税が0.91兆円、外国税額控除が0.63兆円、研究開発減税0.57兆円、引当金・特別償却・その他が0.19兆円、連結納税の効果が0.53兆円があげられます。

年度	2008	2009	2010	2011	2012
税引き前利益	1,826	▲771	▲470	231	8,562
本来の法人税額	511	0	0	65	2,037
①配当益金不算入	▲232	0	0	▲65	▲1,137
②試験研究費税額控除	▲161	0	0	0	▲283
③外国税額控除	▲118	0	0	0	▲60
④欠損金の繰越控除	0	0	0	0	▲557
法人税納税額	0	0	0	0	0

有価証券報告書から推計、単位:億円

本来の法人税額は、税引き前利益に法人税の実効税率(2011年度まで28%、2012年度は23.8%)を

1981 年以降の推移をみると法人税率そのものが段階的に引き下げられていますが、大企業の実質負担率はもっと低くなっています。小規模企業の実質負担率も低下していますが、大企業の場合はその 7 割弱です。

(10) 今回の法人税制の内容

そういう状態の中で今回の法人減税はどうなっているかというと、政府提案では、減税措置が約 1.6 兆円、法人税率を 25.5 % から 23.9 % になり、6690 億円の減額、法人住民税も 17.3 % を掛けて計算すると 1160 億円の減額、法人事業税所得割税率は所得割によって 7.2 % から 4.8 % に、7870 億円の減額となります。一方増税措置としては、欠損金の繰越控除制度の見直しで 3970 億円、受取配当金不算入制度の見直しで 920 億円、租税特別措置の見直し 1790 億円、法人事業税の外形標準課税の拡大で 7800 億円ということになります。以上から今回の法人税制はトヨタのような大企業にとっては大変な減税、税制優遇制度になる訳です。

受取配当益金不算入の見直しによって、株式保有割合が 25 % 以上が 1 / 3 以上になって益金不算入割合は 100% 負担、25 % から 1 / 3 未満は 100 % 負担から 50 % 負担（東海理化や愛三工業など）、5 % ～ 25 % は 50 % のまま、5 % 未満は 20 %（JR 東海、三菱 UFJ、ヤマハなど）になり、トヨタの場合は日野自動車やトヨタ紡績やダイハツや豊田合成などは 100 %、結局ひっかかるのは 1000 億円の 1 割程度 100 億円ぐらいでたいした増税ではないのです。外形標準課税も、トヨタには有利になるのです。

改正の内容は所得割の税率を下げて、付加価値割や資本割りを増やすことです。トヨタの場合は、昨年のデータでは減税効果は全体で 650 億円ぐらい増税分は 130 億円差し引くと法人税税や法人住民税を含めた全体では 520 億円ぐらいの減税になる。ただでさえ大企業には優遇なのにトヨタにとってはもっと優遇されている。これが税制改正の中身です。赤字企業だから、利益を上げてない企業だからという理屈です。

年度	2009	2010	2011	2012	2013
受取配当益金不算入	0.54	0.57	0.70	1.23	1.4
外国子会社配当非課税	0.00	0.33	0.50	0.58	0.9
外国税額控除	0.40	0.27	0.42	0.56	0.6
研究開発減税	0.01	0.33	0.29	0.35	0.5
引当金・特別償却・その他	0.14	0.14	0.05	0.13	0.1
連結納税の効果	0.63	0.54	0.59	0.42	0.5
合計	1.73	2.17	2.54	3.26	4.2

国税のみ、対象は資本金10億円以上の企業+連結納税法人、単位:兆円

(11) 所得税について

トヨタ社長の年収と税金について。ご本人にはどれぐらいかお知りですか？ 豊田社長の役員報酬が 1 億円を超えるようになったのはこの 2010 年以降のことです。今年はおそらく 2・7 億円というのが役員報酬です。これ以上に多い

のが株式の配当金です。2007年、2008年に6億円、その後リーマンショックで落ち込みで2009年には減り、2013年には8億円に上昇、2014年にはおそらく10億円以上になるのではないのでしょうか。この配当にはどういう税負担をされているかです。実は株式の配当にはいくらあっても何億円あっても10%しか掛からないのです。昨年からは20%になったのですが。所得税と住民税の負担を計算すると18.7%、トヨタの社員の平均給与795万円(2013年度)の場合12.1%、社長の方が多少は多く払っているかに見えますが、一般社員は税よりも社会保険料負担が多いのが現実です。税と社会保険料の負担を合計すると、社長は18.9%、社員は24.5%になります。社長の負担率よりも社員の負担率の方がはるかに多いのです。社員の130倍ぐらいの年収があるのです。その彼が社員よりも負担がかなり少ないということです。

(12)証券優遇税制のおかげで 富裕層ほど低い所得税負担率

所得税負担率は一応は累進課税になっているが、所得年収1億円ぐらいで27.55%、これを超えるとずっと下がってしまう。100億円では11.1%です。100億円を超える人は全国で18人しかおらず、そのうち愛知県では2人います。1つは税率そのものが少ないことです。80年代初め頃は所得税・住民税率あわせて90%以上あったが、順次下げられて、いまやあわせて50%そこそこでしかありません。株の儲けによる所得での税率は低いものになっています。株で多くの配当をもらっていても2013年までは日本では所得税・住民税併せて10%までしか払わなくてよかった。14年以降あがっても20%しか払っていません。アメリカ、ドイツ、フランスなどでは20%から30%台の税金を支払っています。株を売って儲けても、日本では10%そこそこの税率ですが、諸外国では30%近い税をはらわなければならないのです。フランスでは長期で売却すると5%ぐらいですが、短期だと60%ぐらいかかります。他の資本主義国とくらべても日本は大変な「株主大国」であるといえます。富裕層特に所得が100億円以上の人などは9割以上が株を売って儲けているのです。株を売却して得た利益が、富裕層になると株のもうけが所得に占める割合が多くなります。実際に1兆円を超える人がいるのです。

所得水準割合	税金平均率割合	トヨタの場合
1/3以上	100%	100% 日野自動車(50.4)、ダイハツ(51.5)、豊田合成(43)、トヨタ紡織(39.9)など
25%~1/3	100%	50% 東海理化(31.1)、愛三工業(29.1)など
5~25%	50%	50% デンソー(24.9)、豊田自動織機(24.6)、アイシン精機(23.3)、豊田通商(22.1)、富士重工業(16.5)、KDDI(11)、いすゞ(5.9)など
5%未満	50%	20% JPR東海(1.8)、三菱UFJ(1.0)、ヤマハ発動機(3.6)など

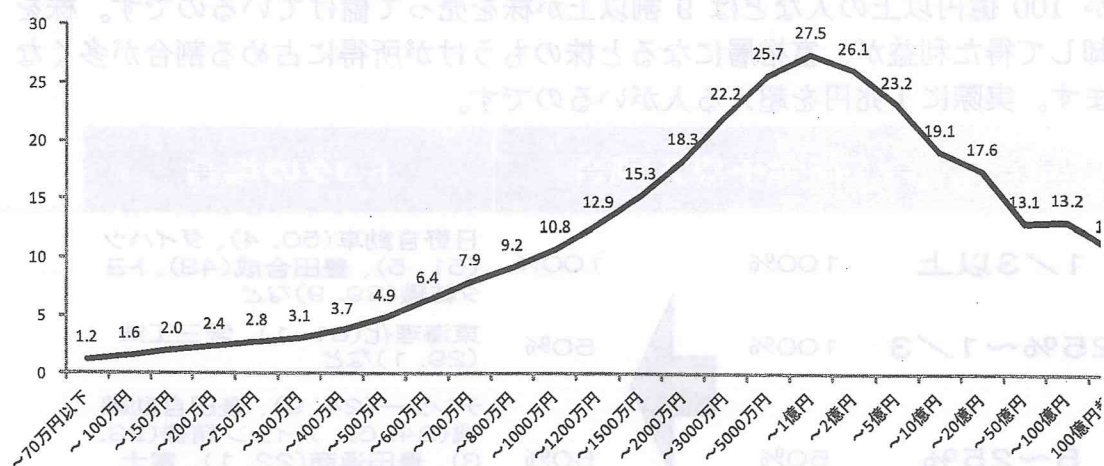
(13) 支払い能力の応分負担の必要

富裕層にも税金は応分負担（支払い能力に応じた）をしてもらうことが必要です。日本共産党は法人税の引き下げをやめて、元にもどすことで 2.4 兆円、法人税率引き下げをやめ、元に戻すことで 1.9 兆円、所得税・住民税・相続税の最高税率を元に戻すことで 1.8 兆円、富裕層の株式配当・譲渡所得への課税強化で 0.6 兆円、「富裕税」（資産課税）の創設で 0.8 兆円、被用者保険料の標準報酬上限の引き上げによって 2.2 兆円、為替取引税、環境税などによって 1.6 兆円という計算をしています。

富裕層の株式配当については今は 2 割だがたくさん儲けた人については 3 割にするとか、譲渡所得は数少ないですが、配当所得はいつもあるから合算して課税をするとか、過去にためこんだ資産への課税、保険料については頭打ちがあるがこれを収入への比例したものにする必要があります。豊田社長は保険料は頭打ち、年収 1500 万円で健康保険料は頭打ちになっています。こうした税制改正を進めることによって応分負担を実現させ、歪んだ税制をまともなものにしていくことができます。

年度	社員の年収 (万円)	推計負担率(%)		豊田章男氏の年収(万円)			推計負担	
		税	税・保険料	役員報酬	配当	合計	税	
2005	805	10.5	21.4	不明	36,303			
2006	800	11.3	22.3	不明	47,889			
2007	830	11.6	22.6	不明	61,623			
2008	811	12.6	23.8	不明	64,048			
2009	711	11.0	22.2	不明	25,161			
2010	727	11.2	22.8	13,600	20,617	34,217	23.6	
2011	740	11.2	23.4	13,600	27,534	41,134	21.3	
2012	751	11.4	23.6	18,400	57,362	75,762	18.5	
2013	795	12.1	24.5	23,000	80,307	103,307	18.7	

データ出所：トヨタ自動車の有価証券報告書、税と社会保険料の負担率は垣内による推計



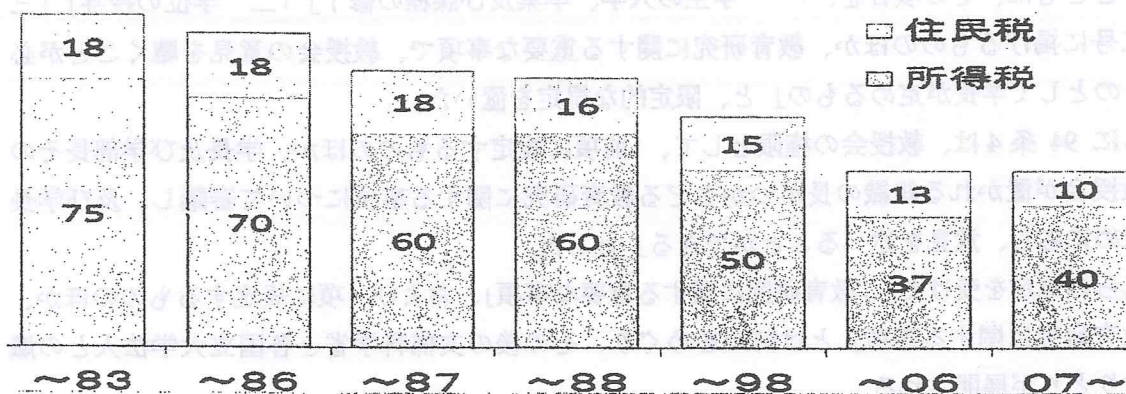
国税庁「申告所得税の実態」2013年分(2月20日発表)による。単位：%

(14)税制問題で追加 消費税について

消費税は景気に影響、逆進性があるという意味で悪税であることが共通認識としてありますが、企業が消費税を払わなくてもいい場合があるのが大きな問題です。大企業が負担しなくてもいい税として消費税があります。それどころか、場合によっては「戻し税」として還付してもらうこともあります。実際に、トヨタの場合、豊田税務署での消費税の税収統計では、231億円の消費税、300億円が納税額、消費税還付額は少ないときでも800億円、多いときには2000億円近く還付しています。国税のみだからこれに地方消費税を入れると1.25倍だから、豊田税務署の場合入ってくる消費税よりも、還付する額の方が多いということです。どうしてこうなるかという理由があるのです。還付額が多い税務署は一番目が東京の麹町税務署、二番目が東京芝税務署、三番目が豊田税務署、4番目が麻布税務署、五番目が京橋税務署、六番目は神奈川税務署と続いています。こういうところにある企業の本社はトヨタのようなグローバル企業、麹町は三井物産・三菱商事など輸出商社が集中しているところです。直方税務署はトヨタ自動車九州があり、豊田通商がある名古屋中村税務署、トヨタ系企業の本社が多い刈谷税務署も還付が多いところです。輸出するときに消費税がかからず返してもらうことができるわけです。

消費税は9兆円で仕入れをして11兆円で生産・販売をして、5兆円を輸出、6兆円を国内販売であったとすると、消費税率を5%で計算すると、国内販売は3000億円の消費税、消費税とはもらった消費税から払った消費税を引いたもので納税するもの。3000億円から4500億円を差し引くと1500億円の赤字になる。逆に1500億円は税務署から還付されることになります。トヨタという大企業が毎年毎年何百億円という還付をうけるのはこういう仕組みなのです。この企業は消費税はまったく払わず、中小企業に払わせて負担させているのです。輸出企業だけでなく仕入れの時に工夫をすれば還付できることもあります。大企業は負担せず逆に持って行ってしまうのです。これは消費税の最たる問題です。こういう問題からもトヨタを見る必要があります。

以上です。



国立大学の「改革」と惨状

前田 定孝

はじめに

国立大学法人は、来年度から第3期に入る。なお、この「期」というのは、国立大学法人法 30 条に基づくものであり、「6 年間」とされる。国立大学が国立大学法人化された 2004 年から起算して来 2016 年度が 13 年目にあたるということである。

文部科学省は、上記国立大学法人法 30 条に基づいて、「6 年において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標」を定め、これを受けて各国立大学法人が、同 31 条に基づいて、中期計画を定める。本稿執筆段階である 2015 年 5 月は、まさにその策定のまっただ中である。

思えばこの 1 年間は、全国的にも各国立大学的にも、大きな動きが具体的に進められた時期であった。この 1 年の動きをひと言でいうと、〈国が推進する国立大学のブラック化と、それに抗する一部大学関係者による歯ぎしりのような抵抗〉とでも表現しうるものであった。その内容は大きく分けて、第 1 に、大学自治破壊をともなった「財界のための大学づくり」と、第 2 に文部科学省による権力的な労働条件の破壊ということになる。

1. 大学自治を破壊する学校教育法・国立大学法人法の改悪

(1) 教授会権限を学校教育法上制限した改正

昨年度の大きな変化は、何とんでも学校教育法および国立大学法人法の改悪である。

これは、「国立大学改革プラン」のもとでこの間すすめられている、「大学のガバナンス改革」のなかで、グローバル人材の育成と、経済的利益に直結しやすい研究開発を通じた、国際競争力強化に奉仕する存在へと大学を国策的につくりかえるものである。この動きのなかで、中央教育審議会大学分科会の 2014 年 2 月 12 日付「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」を受けて、6 月 19 日、学校教育法および国立大学法人法「改正」が参議院本会議で可決・成立した。

その内容は、以下のとおりである。

学校教育法「改正」法は、教授会を審議機関から学長に意見を述べる機関にするものである。たとえば 93 条 1 項は、「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とする規定から、「大学に、教授会を置く」とするシンプルな規定になるとともに、同 3 項で、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする」とするとともに、その項目を、「一 学生の入学、卒業及び課程の修了」「二 学位の授与」「三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と、限定的な規定を置いた。

さらに 94 条 4 は、教授会の権限として、「前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」とした。

これらの規定を受けて、「教育研究に関する重要な事項」、および「項に規定するもののほか、……教育研究に関する事項」とは何かをめぐり、その後の文部科学省と各国立大学法人との熾烈なやりとりが展開される。

さらに見逃せないのは、副学長の権限の拡大である、同 92 条 4 項の「副学長は、学長の職務を助ける」とする規定は、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とする規定へと改正された。一般的には副学長の裁量権が拡大するものであると解されている。すなわち、ある分野において、一定程度の学長の指示等があれば、それにもとづいて副学長が強大な裁量権を行使することも可能となりかねない規定である。

(2) 学長選考への関与を大学人から奪う国立大学法人法の改悪

他方で、国立大学法人法は、学長の選出に際して、学長選考会議に学長選考基準策定権を与えるとともに、意向投票等の位置づけを低下せしめ、同時に「2分の1以上」とされていた経営協議会の学外委員を「過半数」とすることで、学外者の意向を、大学運営に反映させやすくするものである。その後、和歌山大では、代議員投票と適任審査投票の2段階とされた。愛媛大では、従来実施されていた「予備投票」「意向投票」が、「意向調査投票」へ格下げとなった。

改正法 12 条 8 項でいう学長選考会議の学長選考基準の策定・公表とは、わかりやすくいうと、「国立大学法人が設置する国立大学の学長を選出する基準を、国立大学法人の長である国立大学学長が構成員となる学長選考会議が定める」ということである。もともと国立大学法人の長である学長とは、国立大学法人法 11 条 1 項が規定するように、「学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務」、すなわち私立大学でいう学長の職務を行うとともに、同項後段でいう「国立大学法人を代表し、その業務を総理する」、すなわち大学法人の理事長の職務を行うものと位置づけられている。すなわち、私学で言う理事長と学長の任を一身に背負った存在なのである。

三重大で現在のところ出されている「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正の対応について」(2014 年 12 月 17 日)案によると、「①学長選考会議は、選考基準を定める」「②選考結果、省令で定める事項、選考基準の公表方法等を検討する」「③学長選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うこととなる。その場合、評価の基準はどうするのか、又、学長が学長選考会議の構成員となっているので運用に特に留意する必要がある」「④意向投票を行う場合は、1 回のみとする。その場合、投票有資格者をどの職員の範囲までとするか」とされる。

③については、「評価対象者が加入する評価主体が、その主要構成員のうちのトップの者を目の前で評価する」という、まさしくこの矛盾点が反映したものであると読むことができる。④は、従来 2 回を前提としていた意向投票を、1 回に減らす方向性である。

いずれにしても、法人の長と大学の長を兼ねる学長が、その後任またはみずからの再選にかかわる基準をみずから設定し、さらにはその選考会議にまで出席するというのであるから、学長に強大な権限が委ねられることになるのである。

さらに見逃せないのは、同 20 条でいう経営協議会の委員の構成につき改正前は、3 項で外部委員を「2分の1以上」としていたのが、改正後は「過半数」とされたことである。すなわち地域の経済界や行政組織等の関係者が、単独で過半数を占めなければならないとされたのである。

(3) 「大学を大学人から国民の手にとりもどす」！?

「各大学とも、地域等の大学の外の世界の意向を無視して、自治の名のもとに独断的な運営をしている」——この法改悪を支える政府・財界筋から見た大学観である。「大学を（大学人か

ら「国民」の手に) 取りもどせ」というわけである。

しなしながら、2013年11月に発表された「国立大学改革プラン」において大学改革を必然化ならしめる「社会経済状況の変化」なるものが、「グローバル化」、「少子高齢化の進展」、そして「新興国の台頭などによる競争激化」による「世界・アジアにおける日本の位置付けの低下等」であることを見るときに、それが結局は国の成長戦略を意識したものであることが理解される。

このことは、今年度になった4月8日付けの「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について(中間まとめ)」とする文書が、国立大学の役割について「国の活力を維持し向上させていく基盤は、何よりも人材である」と位置づけるときに、明らかになる。

「大学を大学人から国民の手にとりもどす」——この問いかけをしたときに、もしもほんとうに、大学人が「大学の自治・学問の自由」の名のもとに、国民の学ぶ権利や研究する権利を独占して、大学の運営その他をほしいままにしているというのであれば、「国民の手」に取りもどさなければいけないであろう。しかしながら、ここでいう「国民」とは控えめに見てもそれは「国民経済の成長」を意識したものであり、しかもその内実とは「国全体の富の蓄積」に名目上大きな貢献をする者、すなわち一部利潤をあげる者のことを意味するのである。

それでは、現在の大学は、上記「国全体の時の蓄積に際して利潤をあげる者」以外の者の手にあったといえるのであろうか。この点は、正確に議論する必要があると思われる。同時にこのことは、この瞬間に、われわれ「国民のための大学」を志向する勢力にとって真剣に考えてみなければならないポイントでもある。

(4) 地方消滅のなかにおける「国立大学消滅」

さて、この間、増田寛也編著『地方消滅』(中公新書、2014年)がベストセラーになっている。人口の人口の「再生産力」の低下の時代において、消滅の可能性がある自治体が、東京都豊島区を含む900近くもあることを示して、物議を醸している本である。この本は、地方消滅の可能性がいつの間にか「消滅すること」を前提とした議論になっているとして、批判も浴びている^{*1}。ただ気になるのは、この論理をそのままなぞったような議論が、大学でなされていることである。

この『地方消滅』では、その施策として、①「人口の維持・反転をめざすこと」②「人口の再配置」(大都市圏への人口流入の流れを大きく変える)、および③「人材の養成・獲得」(「日本国内の人材の養成とともに、海外の高度人材の獲得に積極的に取り組む」)を示す^{*2}。そしてさらに、それまでの間、人口減少を前提としつつ、それに伴うマイナスの影響を最少化する努力として「調整的施策」——「撤退戦」、「これ以上の地方からの人口流出とくに若者流出を防ぐ対策を早急に講じる必等がある」とする。

このことを意識してかしないかで、上記「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について(中間まとめ)」は、「各国立大学の機能強化の方向性に応じて」、「機

*1

*2 増田寛也編著『地方消滅』(中公新書、2014年) p.42.

能強化に積極的に取り組む国立大学に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する」としつつ、その重点支援の内容を3つに類別化する。それは、重点支援①「主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組」、重点支援②「地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学」、および重点支援③「卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を第3期の機能強化の中核とする国立大学」というものである。

そして上記「重点支援①」については、「その国立大学と地域とのネットワーク形成や連携協力の程度、あるいは地域にどの程度貢献しているのかといった観点を重視するとともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野に関する取組については、当該分野の教育研究における取組の卓越性や、世界的・全国的なネットワークの中核的な機能などについての観点を重視する」として、「全学的かつ組織的な体制の下での社会ニーズを捉えた人材育成（地域の発展・グローバル化・社会人の学び直し・地域の産業構造等を踏まえた人材育成など）」「地域の政策課題の解決に向けた産学官の連携や大学等間ネットワークの構築」「強み・特色のある分野を更に伸長する新興・融合分野の形成」および「強み・特色のある分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究などによる拠点機能の強化」などを挙げる。

そして評価指標の例として、『人材育成』に関する取組の指標例」のなかに、「地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況」「学生の就職状況（教員採用も含む（教員養成学部の場合））や就職先での評価の状況」「（地域の）企業・自治体等へのインターンシップの実施状況」および「自大学以外への大学院進学状況」を挙げるとともに、『地域活性化』に関する取組の指標例」のなかに、「（地域の）企業・自治体等との連携を促進させるための組織的な取組状況」を、『地域の政策課題の解決』に関する取組の指標例」として、「地域との対話の場の設定や協定等による取組の実施状況」「自治体の各種審議会等への教職員の参画状況」等を挙げる。

そしてこれらの重点支援に係る評価指標が、各国立大学法人の「中期目標・中期計画と連動していくことにより、その後の自己点検・評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況の管理と年度評価による中期目標・中期計画の進捗状況の管理を同じ観点から行うことが可能となる」とする。すなわち、「地域」にどのように貢献するのかに応じて、大学に配分される予算（運営費交付金）の額が変動するというわけである。運営費交付金の競争的資金化、それがこれからの改革動向である。

このことをどうみるのか。「教員養成系、人文社会科学系は、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」、さらには『ミッションの再定義』を踏まえた速やかな組織改革が必要ではないか——文部科学省国立大学法人評価委員会第48回総会（2014年8月4日）の『国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点』について（案）」の内容である。文部科学省は、国立大学文系学部の廃止を視野に入れたとりくみを開始しているということである。

「付度」——大学当局は、その生き残りをかけて、文系学部を踏み台にして、その他の理系学部を守る時代に入ったと認識されていると見ることもできそうである。

（5）大学を政府・財界から国民の手にとりもどす

これらの動きに対して、われわれはあらためて「大学は誰のものなのか」という問いを立て

てみる必要がありそうである。そこでは、全体として、および個別的にも、大学は国民の真の意味で「学術の中心」（学校教育法 83 条）としての役割を果たし、それは「その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」（同条 2 項）ものであったのかが問われる。ここで対象である「社会」とは何か、提供する「成果」とは単純にその成果物だけなのかどうか、あるいは「成果」がなにであるのかはまったく大学での学問研究活動の反射的效果であって、その提供対象者である「社会」が求めるものとは別のものであるのか、などが問われると思われる。

仮にその「成果」が大学の周辺の「社会」の意思とまったく無関係に創出され、提供される客体である「社会」の意思などまったく反映する必要はないというのが真実であるとすれば、まさしくそれは、財界や政府がいうように、社会や国民の手に取りもどされなければならない存在であろう。

〈大学における研究者の自発的研究とその提供客体である「社会」の問題関心との矛盾〉——このような矛盾対立関係が仮に存在するとしたら、あらためて、大学というものの人類史的な意義と、それに対する国家権力との関係を、再度整理する必要もありそうである。

さて、「学問の自由」とは、国家というものが発生するに先立って、すでに人民の手に留保されていたはずのものである。東京地判 1970 年 7 月 16 日行政事件裁判例集 21 卷 7 号別冊 1 ページ（家永教科書訴訟。ここでは杉本判決と称する）はいう。

「教育の本質は、このような子どもの学習する権利を充足し、その人間性を開発して人格の完成をめざすとともに、このことを通じて、国民が今日まで築きあげられた文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をになう国民を育成する精神的、文化的ないとなみであるというべきである。／このような教育の本質にかんがみると、前記の子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務をになうものは親を中心として国民全体であると考えられる。すなわち、国民は自らの子どもはもとより、次の世代に属するすべての者に対し、その人間性を開発し、文化を伝え、健全な国家および世界の担い手を育成する責務を負うものと考えられるのであつて、家庭教育、私立学校の設置などはこのような親をはじめとする国民の自然的責務に由来するものというべきものである。このような国民の教育の責務は、いわゆる国家教育権に対する概念として国民の教育の自由とよばれるが、その実体は右のような責務であると考えられる」。

すなわち、ここで杉本判決は、学問研究というものの本質が「国民が今日まで築きあげられた文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をになう国民を育成する精神的、文化的ないとなみ」であると述べているのである。

それでは、かかる学問研究＝文化の継承および民主的・平和的な国家の発展のための国民を育成する精神的文化的いとなみとは、国家といかなる関係におかれるのであろうか。

最大判 1976 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 ページ（旭川学力テスト判決）は、以下のように述べる。

「憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、専ら自由な学問的探求と勉学を旨とする大学教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば教師が公権力に

よって特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない」。

すなわち、教師の教授活動の公権力からの自由およびその個性に応じた教育活動の必要性という要請に基づく「具体的な教授方法等の自由」が保障されなければならないのである。

昨今の大学の口癖は、「税金で運営費交付金として国から支援を受けているうえ、ほとんどをそれに頼っている……」というものである。さらにそれは、最近では、「文部科学省がいうようにしないと運営費交付金を削減される」にかかわっている。この場合、文部科学省は、直接的に罰則等をちらつかせながら各大学法人に強制力を行使するのではなく、各大学法人が、いわば「自主的自発的に」、文部科学省の意図するところに合致した方向性を示すように誘導するのが、最近のやり方である。

「付度」——大辞林第3版によると、「他人の気持ちをおしはかること。推察」とされている。この言葉が、いわば流行語のようにになっている。

この口癖を杉本判决や旭川学力テスト判決の判示内容に照らしてみると、文部科学省は、財政的な誘導を通じて「一定の範囲における教授の自由」を制限していることがわかる。同時にそのことは、「付度」を通じて、「親をはじめとする国民の自然的責務に由来する」教育・研究を保障するという意味での、大学における学問研究に介入することになるのである。

「国民」と一口にいっても、さまざまな階層がある。杉本判决が念頭に置くような「親をはじめとする国民の自然的責務」としての教育活動と、具体的な貢献内容を求める地方自治体等の行政や地域の企業等と特定の研究成果をアウトソーシング的に手中に収めようとする大企業の研究開発部門とでは、その意図するところはまったく異なっている。ましてや、それが軍事研究と結びつく場合、国家権力が間接的に、場合によっては直接的に、研究内容に介入してくることになる。

「教育再生、経済再生、科学技術イノベーション、地方創生など政府全体として取り組んでいる喫緊の課題を解決するために、全国的に配置されてきた国立大学がその高いポテンシャルを最大限に発揮し、卓越した研究力や質の高い教育力を通じ、日本や世界が直面する課題解決（イノベーション）に最大限貢献する組織となること」が要請される^{*3} という場合に、大学が貢献する対象が、必ずしも「国民が今日まで築きあげられた文化を次の世代に継承し、民主的、平和的な国家の発展ひいては世界の平和をになう国民を育成する精神的、文化的な」と一致しないこと、せいぜいその部分集合をなすにすぎないことは、明らかであろう。

2. 文部科学省いいなりの賃下げと運営費交付金ほしさの「年俸制導入」

(1) 国家公務員でもないのになぜ人事院勧告のいいなり？

3年間に4回の賃下げ攻撃を受けて、しかもそのすべてを受忍せざるをえないところに追い

^{*3} 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）」（2015年4月8日）

込まれた組織。この世にも珍しい組織体こそが、国立大学である。

2012年7月から2014年3月にいたる、東日本大震災からの復興に当てる費用を捻出するためといわれて、毎月7.9%から9.7%におよぶ賃下げを、実に1年9ヵ月にわたって受忍させられ、その押しつけが決まった年の暮れには、退職手当（一時金）を最大で500万円程度カットされ、同時に、63歳を超えた職員は、給与が73%に減らされる。その翌年2013年暮れには、55歳を超える者の昇給停止が引きつづき、そして2014年暮れには、人事院勧告に基づく「給与制度の総合的見直し」に対応する賃下げが実施された。付言すれば、三重大学人文学部長は、まともに63歳を超えた次の4月である今年4月の賃金は、なんと月給25万円台に削減された。もはや笑い話にしかない。

いちばん被害を受けるはずの2012年4月採用者でその生涯賃金をみると、この4度にわたる賃下げの被害総額は、教員で1300万円超、職員で958万円にのぼる。

問題は、第1に大学側が示したその理由づけであり、第2に大学の先生方はそれをどう受け止めているのかである。

第1の理由づけについては、一貫して、法律その他で「国が決めた」「人事院が勧告したから」「文部科学省が言ったから」である。そしてその理由づけは、いつの間にか「大学にカネがない」「他から削減するところがない」、というものにかわる。それでは、人事院勧告で昇給せよとの勧告がなされた場合にどうなるのか。そこは黙ったままである。当面そういう設問自体にリアリティがないからなのであろうか。

とはいっても、人事院勧告を完全に履行しているわけでもない。三重大学の所在する津市は、地域手当で6%の該当地である。ところが実際には、4%しか支給されていない。その差額の2%はどうするのかと聞くと、「人事院勧告に準拠するために、地域手当をできるだけ支給することをめざして検討したい」というよくわからない回答がなされる始末である。「ほんとうにやる気はあるのか」と問い詰めると、「経費として年間約50億円必要となるが、10年間で約500億円になるわけで、その影響額というのは、我々としては、経営判断としては、どのような影響になるのか、2016年度から動き出すところの様子を見てみないと言えない」というにとどまる。その後の学長との団体交渉では、このままでは先延ばしにされていつの間にかうやむやにされる可能性があるため、厳しく鈴木事務局長を問い詰めると、とりあえず「うやむやにするつもりはない」という回答はあった。

この自虐性をどう見るか。そもそも国立大学法人というものに独立性がない、という点に帰着するように思われる。2014年12月4日の団体交渉の席上で、矢崎企画総務部長が述べたひと言である。

すなわち、国立大学法人に勤務する教職員等の、いわゆる承継内職員は、文部科学省の人事記録に登録されていて、その定年退職の際に文部科学省から支給される退職手当相当額を査定するに際して、個別の国立大学法人が国基準よりも有利な俸給表を用いて毎月支給していたとしても、文部科学省は、国家公務員の支給される給与の基準をそのまま一人ひとりにあてはめて計算し直した退職手当相当額で各大学法人に支給するために、各大学法人が有利な俸給表を用いて算出した退職手当の金額との差額が発生し、その分が各国立大学法人から「持ち出し」になってしまう、というわけである。

個別の国立大学法人の心意気が逆に損失となって現象するという、この文部科学省との関係において、国立大学法人には、「不必要な？」賃上げを回避するようなインセンティブを仕込まれているのである。なお、われわれ教員のサイドとしては、「それでもいいから退職金を下げるな」という要求をしたのはいうまでもないことである。

(2) 年俸制——66人の高齢職員を運営費交付金のカタに

何が自虐的といって、この間国立大学に導入された年俸制ほど自虐的なものはない。

ほんとうはやりたくなくてしかたがないのに、文部科学省のいうとおりにしないと運営費交付金を減らされる。それだけの理由で、限定的に導入したフリをする。内田前学長みずからも、団体交渉の席上で、あるいは各学部教授会に退任あいさつに來た際に、「日本に合わない」と明言する「年俸制」に、なぜここまでつきあうのか。今回の年俸制の提案は、2015年4月から「64歳以上の教員を」本人の同意をもとに切り替える、「病院における流動性の高い助教クラスを15名程度」、さらに、「(2015)年度末までに、66名の教員」に「実施する予定」としていた。

問題は、文部科学省の意図の背後に、「教員の流動性を高め」ることがある点である。財務省サイドは、大学教員を競争的環境に置く一環として、「大学教員全員年俸化」を主張しているといわれる。これに対して文部科学省は、年俸制への移行を最小限度にとどめようとする反面、大学教員の安定した労働・研究・教育条件を保障する立場には立っていない。そのなかで、一定人数の年俸制への移行を、各大学にノルマとして示しているのである。このままでは、仮に最初1割で導入したとしても、あつというまに広がらないという保障はない。しかも見逃せないのは、「5年10年後に別の職場にかわりそうな人には、総額としておトク」という言い方をしていることである。ただでさえ流動性の高い職場は、さらに困難に直面する。

さて、現在準備中の年俸制では、退職金を一部前倒しで、月割りして給与として支払うしくみになる。そのため、その分の年間国から月割りの給与額が増加し、それにともない、所得税・住民税や長期共済掛け金等も上昇する。年俸制移行者にその負担をさせないために、「年俸制導入促進費」という名称の特別運営費交付金が文科省から支給されるものの、それでは足りないといわれる。その分大学は、「持ち出し」で給与を増額して調整することになる。

どこまでも、そしてどこまでも自虐的なのが、年俸制なのである。

3. 本部の幹部職員も怒っている

(1) 法務室長も怒りの限界越えの学校教育法校内規則改正

それでは、大学当局の職員は、肅々と文部科学省が押しつけてくるこのような方向性に、唯々諾々としたがっているのだろうか。

この点は、必ずしもそうでもないのが、せめてもの救いである。学校教育法改悪にともなう校内規則に際して、法務室が文部科学省との折衝にあたった。そもそも経済産業省や財務省の意向を受けた大学改革の動きである。文部科学省がまともに首尾一貫した対応ができるはずがない。その方針がころころ変わることも有名なのが、文部科学省だとのことである。文部科学省との電話の後で、法務室長と企画総務部長は、毎日のように文部が各省の悪口を言いあっていたとのことである。

「国立大学法人法は稀代の悪法である」——企画総務部長が、ぼろっと漏らした本音である。国から切り離して、あたかもさまざまなことができるかのように宣伝された国立大学法人制度。

しかしフタを開けてみて、実際に運用してみると、肝心なところで文部科学省のいいなりにならざるをえないようなしくみができていて、がんじがらめである。「あれはまちがいだった」——これが、現場の本音である。

4. 自主的・自発的な人文学部「将来構想検討委員会」

それでは、現場はどうか。その多くは、必要な情報すらも知らされずに、ひたすら日々の仕事を粛々とこなしている。しかも困ったことに、労働組合が、一部の学部を除いて、全学的には情報の発信を怠り続けていることである。労働者の抵抗のとりでが労働組合であるとすれば、それは同時に理性の砦である。そこで役員レベルにおいてすら問題点が共有されていないというのは、大学で働く全教職員にとって致命的である。「来年度の役員にできないようながんばりを現役員がするわけにはいかない」というのが、インテリゲンチヤの労働組合なのであろうか。

そもそもなにゆえにこういうことになるのかというと、原因は2つある。1つは、国立大学の労働組合の役員は、そのほとんどすべてが、毎年100%入れ替わることである。三重大学では、「ほとんどすべて」どころか、完全に100%入れ替わることになっていたようである。とりわけ教職員組合の中央執行委員会は、就任時の学長等へのあいさつと、役員就任あいさつや学長との団体交渉の模様を形式的に掲載したを掲載した「ニュースレター」（当然不定期である。定期化してもならないようである）を組合員のみ流すだけという、文字どおりの「慣習的・儀礼的な」組織になっている。知は力、しかし「無知は権力」である。

第2に、大学の教員が競争的環境のもとにおかれてしまった結果、骨がらみで競争的な環境に首までどっぷりと浸かってしまったというのものもあるようである。とくにそれは、理系の教員に顕著である。発表した論文をそのつど学部で報告する制度がつくられようとしている。それによって、みずからの研究倫理が保護され、さらにはそのことを通じて他者からの剽窃等が防がれうと考えているフシがある。

1980年代以降の新自由主義的改革は、その当初意図した財政赤字からの脱却という目標をはるかに超えて、相当程度の国民の意識を、財界の利益に資するものとかえてしまったようだ。

しかしながら、絶望ばかりでもなさそうである。少なくとも人文学部法律経済学科では、中期計画への自主的対応を意図して、学習会等を継続して開催している。そこに集うなかで、一方で現状がどれだけ困難であるのかを知りつつも、他方では、それをどのように打破していくのかを真剣に話しあう場ともなっている。

おわりに

これまで述べてきたように、地方国立大学の現状は、現状ではブラックそのものである。とりわけ大学教員自身が、そのブラック化に手を貸さざるをえないような状況が作りだされるもとで、そのことが進展しているのが特徴である。

しかしながらほんのわずかであっても、正気を維持する、あるいは正気を取りもどす人たちも出てきてはいる。その層とのあいだで、まさに「一致した要求による団結と運動」をどのようにして作りだすのかが問われているのである。

まえだ さだたか 所員 日本科学者会議三重支部

高校生の発達・成長を妨害する愚者の行為

櫻井 善行

18歳選挙権がスタートする。私たちはこれを歓迎する。未来を担う若者へ主権者としての権利が拡大されたからである。だがこの先はまだまだ茨の道である。まずは以下の新聞記事を読んでいただいた方が理解しやすいと思い、そのまま紹介する。

安保関連法案：山口の高校授業で模擬投票…県教委は問題視 毎日新聞 07月03日

山口県柳井市の県立柳井高（小林真理校長）で先月、安全保障関連法案について2年生の生徒が自分たちの考えを發表し、どの意見が説得力があるかを問う模擬投票をする授業があった。これについて、浅原司・県教育長は3日、県議会で「法案への賛否を問う形になり、配慮が不足していた」と授業を問題視する見解を示した。さらに県教委として「指導が不十分だった」と監督責任にも言及した。来年の参院選から18歳の高校生が投票権を行使する公算も大きい中、専門家から「現場を萎縮させ、教育の自由を奪う発言だ」と批判が起きている。

県議会の一般質問で、笠本俊也県議（自民）が「政治的中立性が問われる現場にふさわしいものか、疑問を感じる。県教委としてどういう認識なのか」と尋ねた。浅原教育長は投票を実施した点を問題視したうえで「（県教委として）主権者教育の進め方について学校への指導が不十分だった」とし、今後、政治的中立性の確保や授業の進め方、資料の取り扱いなどを盛り込んだ新たな指針を学校に示すと述べた。

県教委などによると、模擬投票は先月24日に2年生の「現代社会」の授業（45分間）であった。生徒たちは同22日の授業（同）で、教諭が配布した日経新聞と朝日新聞の記事を参考に政府与党の見解や野党の主張、憲法学者の意見などを学習。翌日までに各自が自宅学習を行い、集団的自衛権について「どんな時に行使するのか」「他国の領域で行使する可能性は」「違憲か合憲か」などの論点を、B4判の資料にまとめて同24日の授業に臨んだ。

同24日は生徒たちは4人ずつ8グループに分かれて議論し、それぞれ法案への賛否を明らかにした。2グループは「自衛隊の活動範囲を広げないと米国を助けられず、友好関係にひびが入る」などと賛成を表明し、残りの6グループは「戦争に巻き込まれる可能性がある」「集団的自衛権の定義があいまいだ」などの理由で反対と主張。法案の賛否ではなく、どのグループの意見が最も説得力があったかを問う模擬投票を実施した。その結果、「他国を守るのであれば、非戦闘地域での食料供給や治療（医療）でも貢献できる。自衛隊が戦争に巻き込まれてからでは遅い」と反対を訴えたグループが最多の11票を獲得した。高校によると、この2回の授業の前にも、2時限を使って安全保障関連の授業をした。授業を担当した教諭は同24日、毎日新聞の取材に「一番の狙いは政治への関心を高めること」と説明。翌日の新聞で毎日、朝日、読売、中国の各新聞などが好意的に取り上げた。

浅原教育長は取材に対し「配布した資料が新聞2紙では少ない。全体像が完全でない資料を使い、かつ時間も十分でない形で投票させた。高校生に賛否を問うこと自体、私自身は微妙だ」と答えた。【松田栄二郎、蓬田正志】

◇大東文化大の村山士郎名誉教授（教育学）の話

安全保障関連法案に限らず、原発の必要性や消費増税など、是非の定まらない事象は多々ある。生徒が自由に意見を述べ、討論できる環境で結論を出したのであれば、問題はない。そこに教育長が口を挟むのは、教育の自由を奪うことを意味する。来年の参院選から投票権が18歳以上に引き下げられ、高校生も選挙権を持つ見通しになった。政治教育に試行錯誤をしている現場を萎縮させることにもつながる、時代錯誤的な発言だ。

ここまでそのまま引用した。この記事を読んで唖然とした。質問した議員、答弁した教育長、いずれも時代錯誤の答弁でしかない。さすが安倍総理のお膝元、山口県ならではといったら、まじめな県民からはおしかりを受けるかも知れない。しかしこんな事が県議会の公の答弁がなされている事こそ驚きである。私も長いこと、高等学校の教壇に立っていた経験から、この「模擬投票」なる実践は評価こそすれ、非難されるゆえんはどこにもない。悲しいかな、現在の高校生というよりも若者が、早い段階から偏差値で輪切りにされ、しかも思考力を奪った詰め込みと競争原理にたたされ、公民としての常識を身につけないまま社会に出て行く現実がある。若者を取り巻く状況が、少しずつではあれ、潮目が変わりつつあるのは最近の状況とは思いますが、若者の行動が体制への異議申し立ての象徴であったというのは、やはり遠い過去のエピソードなのは事実である。

今回の事件でもっとも重要なのは、「主権者としての成長」のために学校では何もするなということになり、不当な介入になる。教育長は2誌だけでは不足しているという。ならば全国紙の産経、読売を加えて、沖縄の2誌も加えて論議させれば認められるだろうか？

大体各学校で購入している新聞は公費じゃなく、親睦会などの私費のところが圧倒的に多いのが現実だ。各学校でたくさんの種類の新聞を購読するように財源確保を教育長さんは考えておられるのだろうか？仮に6誌を資料にして、同じような「模擬投票」をやったとしても、おそらく同じような答弁が返ってきたことは十分に予想できることである。

今の自民党政府は、すでに18歳に選挙権が拡大された段階で、現場の教職員への政治教育の規制と刑事罰の強化を謳っている。彼らがいつもいうのは「政治的中立」である。しかし、彼らのいう「政治的中立」とは、時の権力者のいうことに黙々と従うことが中立なのである。批判も含めて、自由な論議で時の政治を語ることは許されないのである。彼らからすれば、それは「偏向」ということになる。

学校現場での「模擬投票」の実践は、これまで立命館宇治高校や芝浦工大附属高校などで「シチズンシップ」教育として積み上げられ、メディアでは肯定的な報道がなされてきたし、問題視もされなかった。それがどうしてということになる、現政権が生み出した政治風土と切っても切り離すことができないだろう。だから今回の件は一地方の出来事見過ごすわけにはいかない。民主教育への重大な挑戦である。

さくらい よしゆき 研究所事務局長

労働情報この2ヶ月 2015年5月1日から6月30日

- 5月1日 ●全国各地でメーデー「労働法制改悪阻止を」全労連、全労協、県によっては連合も実施
- 5月3日 ●労働災害:14年の県内死傷者1046人…85年以降で最多 / 沖縄 毎日
●大卒内定率94・1% 高卒とも過去最高 千葉労働局 千葉日報
●県内の高卒就職内定率 過去最高99・0% - 佐賀新聞
- 5月4日 ●3年で離職の7割 1年内 関西の大学 読売新聞 ●貧困の現実を分かりやすく NPO法人「もやい」が解説本 中日新聞 ●有効求人倍率:3月、全国2位 東京に次ぎ、過去最高 労働局まとめ / 石川 毎日新聞
- 5月5日 ●「7施設は強制労働の場」韓国が反発 産業革命遺産巡り 朝日新聞 ●WRAPUP 1-ギリシャ年金・労働問題で対立、資金難のなか協議に暗雲 ●韓国:現代重工元下請、下請労組集団加入運動 レイバーネット日本
- 5月6日 ●偽装請負を認定 男性への損害賠償は認めず / さいたま地裁 埼玉新聞
●外国人技能実習制度:賃金不払いなど不正が241機関 毎日新聞 ●県内従業員不払い残業「ある」1割 「学研究」「教育」多く 県調査 琉球新報
- 5月7日 ●「裁量制」実態把握難しく「みなし時間」超えて過重労働 東京新聞
●高校就職内定率98・7% 福岡労働局 過去最高[福岡県] 西日本新聞
●平成26年の労働災害、死亡・重大災害も前年上回る - 厚労省 マイナビニュース
- 5月8日 ●カタール企業、北朝鮮派遣労働者を大量解雇 デイリーNK ジャパン
●家庭内労働者の権利拡充=雇用者の負担も明確化=他業種との待遇差解消へ ニッケイ
- 5月9日 ●人身取引で初の年次報告 外国人強制労働や売春で対策 日本経済新聞
●4月の海外派遣労働者数9943人、年初4か月は3.6万人日刊ベトナムニュース
- 5月10日 ●労働災害:昨年、1100人で過去最少 和歌山労働局 / 和歌山 毎日新聞
- 5月11日 ●「麻生炭鉱で一日12時間の切羽労働…死ぬほどむち打ちも」 中央日報
- 5月12日 ●岡田代表 労働者派遣法改正案を廃案に NHK ●米自然失業率、労働力の変化で20年までに4.4%へ=シカゴ連銀 ●安保法制・労働法制審議「国民の期待受け取り組んでいく」と枝野幹事長が決意
- 5月13日 ●裁量労働制で働いていた男性に異例の過労死認定 - TBS News ●米労働力人口、「ミレニアル世代」が最大に WSJ ●労働省、家政婦の海外出稼ぎ労働を停止 インドネシアニュース
- 5月14日 ●自公 労働者派遣法改正案 今月中の衆院通過目指す NHK ●過重労働深刻 過労死基準の2倍残業、私立教員“働かせ放題” 西日本新聞 ●英国:ブルーカラー内閣、始動 労働者階級の入閣多数 毎日新聞 ●給料の遅れに労働者反発、北でサボタージュ頻発か 朝鮮日報
- 5月15日 ●労働関連法案改正阻止へ 連合など3団体がそろってデモ 朝日新聞
●厚労省、ブラック企業早期公表 長時間労働是正勧告時 日本経済新聞
- 5月16日 ●勧告3回で社名公表 厚労相、違法長時間労働で方針 日本経済新聞
●労働者派遣法案で攻防激化 経済界向けの改正と野党批判 - 東京新聞
●年金や労働問題、譲歩する考えない=ギリシャ首相 朝日新聞

5月17日 ●労働者派遣法案で攻防激化 経済界向けの改正一野党 働く人保護を強化一厚労相 47NEWS ●再任用を求めて都労働委に救済申し立て 東京新聞

5月18日 ●韓国:ポスコ社内下請支会全組合員上京闘争 レイバーネット日本

5月19日 ●長時間労働を放置の大企業も 対策強化を指示 NHK
●ママの就職、過去最高 県と滋賀労働局が発表 中日新聞

5月20日 ●日雇い労働紹介せず「違法」 あいりん地区の職安に大阪地裁 日本経済
●国際労組総連合が改善要求 リオ五輪大会施設建設で出稼ぎ労働者の人権侵害について - 産経ニュース●シャープ希望退職「想定し準備を」 栃木労働局、県北雇用対策本部が会合 下野新聞

5月21日 ●バス運転、待機は「労働」 福岡地裁が北九州市に賠償命令 日本経済新聞
●五輪=リオ会場の建設労働者がスト開始、準備さらに遅延の恐れ ロイター
●トラック運転手“過酷労働改善”へ初会合 - 日テレ NEWS24

5月22日 ●バス運行「待機も労働」…未払い賃金支払い命令 読売新聞
●ドイツ鉄道:大規模スト 労働法改正に抵抗か 毎日新聞

5月23日 ●5/28 東部労組多摩ミルク支部の東京都労働委員会審問に傍聴支援を！ LN
●泉佐野市:団交拒否は「不当」 府労働委が交渉命令 /大阪 毎日新聞

5月24日 ●カタールで北朝鮮の派遣労働者90人が国外追放 労働基準を守らずデイリー NK J ●「過労死防止学会」発足 弁護士・遺族ら対策に取り組む 朝日新聞 LN

5月26日 ●労働者の安全で国際規格 ISO、事務職も対象 日本経済新聞
●同一労働同一賃金法案:民・維が共同提案へ 毎日新聞

5月27日 ●維新、民主との国会共闘拡大 労働法制で対案共同提出日本経済新聞
●野党3党、労働者派遣法改正案の対案を提出 - TBS News

5月28日 ●ウクライナ労働組合、キエフの政府庁舎前で給与引き上げ要求 Sputnik 日本
●「庄や」居酒屋バイトに時間外労働90時間 チェーン展開、本社など書類送検 産経

5月29日 ●「来春施行」残業代ゼロで危惧される、「長時間労働→過労死→労災不認定」の同時多発 PRESIDENT Online ●労働関係法令違反、5年ぶり増 中日新聞

5月30日 ●「正社員」名目の募集禁止 無期雇用の派遣労働者 産経ニュース

5月31日 ●沖縄労働局:定期監督で76%の事業場に労働関係法令違反 毎日新聞
●労災隠し:過去最多 昨年度6件、重大事故も増加 労働局 /和歌山 毎日新聞

6月1日 ●過労死基準超 依然7割 残業時間、企業任せ 東京新聞
●We・就活:人手不足の建設業界 労働環境、じわり改善 /東京 毎日新聞

6月2日 ●カタール W 杯の出稼ぎ労働者の死亡相次ぎ 2022 年までに 4000 人超える見込み livedoor

6月3日 ●日本年金機構、年金個人情報流出 衆院委で集中審議へ - NHK
●少女に深夜労働、容疑者3人逮捕 名古屋・中署など 中日新聞

6月4日 ●ウィキリークス、労働組合が TPP の草案開示を要求 WSJ
●東部労組メトロコマース支部 非正規労働者の雇用確保が実現へ！ LN

6月5日 ●個別指導塾バイトの労働条件改善求め大学生らがユニオンを結成 livedoor

6月6日 ●米労働市場の改善失速を懸念、年内利上げ引き続き予想=NY連銀総裁 ロイター ●早稲田大学労働者過半数代表選挙へのご注目を！

6月7日 ●韓国、労働者の3人に1人が非正規職、平均月給は16万円要求...Record China
 ●パート労働者 14年県内 14万1000人雇用者総数の26% 沖縄タイムス
 ●塾のブラックバイト、厚労省が改善要請 違法な例示す 朝日新聞
 6月8日 ●中国、23年から人口減 労働力は3年連続縮小 中国新聞
 ●増える技術系派遣 幅広い技能習得が必要 - 東京新聞
 6月9日 ●労災休業中の解雇可能 最高裁、初判断差し戻し - 東京新聞
 6月10日 ●4月米求人件数が過去最高、労働市場の緩み縮小 ロイター
 ●ゴルフ場会社を書類送検 労働安全衛生法違反の疑い 産経ニュース
 6月11日 ●米労働コスト、別指標では13月も大幅増 賃金圧力の増大示唆 ロイター
 ●派遣法改正案：「非正規労働者会議」が反対アピール 毎日新聞
 6月12日 ●「同一労働・同一賃金」自民 維新の修正案了承 NHK
 ●世界の子ども9人にひとりが苦しむ「児童労働」PR TIMES (プレスリリース)
 6月13日 ●労働相談、パワハラが3年連続で最多 14年度5.1%増 日本経済新聞
 ●6月12日は「児童労働反対世界デー」 児童労働、世界で1億6800万人 PR TIMES
 6月14日 ●マタハラ相談が急増 兵庫労働局、前年比42%増 神戸新聞
 ●常総のエスデイ製作所に救済命令「不当労働行為」と県労委 常陽新聞
 6月15日 ●長時間労働や低賃金から労働者を守る『ブラック企業によろしく』発売
 マイナビ ●首都圏大学非常勤講師組合：早稲田の労働者過半数選挙の続報 LN
 ●鳥取労働局：定期監督 6割事業所、法令違反 書類送検6カ所 昨年 / 鳥取 毎日新聞
 6月16日 ●解雇など労働紛争：金銭支払いの解決が9割超える 毎日新聞
 6月17日
 ●セクハラ相談数、過去5年で最多 14年度、長崎労働局〔長崎県〕 西日本新聞 ●フ
 ァーストリテの中国サプライヤーでスト、移転に反対＝労働NGO ロイタ
 6月18日
 ●「産業革命遺産」施設で強制労働被害1516人＝韓国政府 聯合ニュース
 6月19日
 ●ウーバーの運転手は「自営業者でなく社員」 米加州労働委 WSJ
 ●シャープ、希望退職の募集で労働組合と合意、国内で3500人程度を募集 モーニング
 スター
 6月20日
 ●「男女分担」強い地域 男性労働時間長く 県民意識奈良トップ 東京新聞
 ●男女共同参画白書：性別役割意識強いと男性の長時間労働に - 毎日新聞
 ●いじめ・嫌がらせの相談、過去最多 14年度・労働紛争解決制度 秋田魁新報
 6月21日
 ●スズキ関連社員に労災認定 自殺の原因は長時間労働 - 産経ニュース
 ●北朝鮮、銅像建設労働者の食事負担を住民に強いる当局 デイリーNK ジャパン
 6月22日
 ●14年度労働相談 「職場いじめ」最多 県内、全体数は減 - 琉球新報
 ●世界遺産問題 強制労働事実の反映で事実上合意＝韓日外相 聯合ニュース
 ●旧吉乃鉾山の朝鮮人労働者を追悼 横手市増田町 秋田魁新報

6月23日

- 福島第1原発を歩く 労働環境改善も「廃炉」遠く 新潟 産経ニュース
- 市教委、教員の長時間労働解消に協力求める 横浜 読売テレビ NEWS&WEATHER

6月24日

- 北朝鮮 韓国人2人に「無期労働教化刑」NHK
- 沖縄労働局、高卒求人受け付け 早期提出呼び掛け 琉球新報

6月25日

- 戦時中の強制労働、日本企業の敗訴続く 三菱重工に賠償命令 日本経済
- 英国の労働市場は活発、8月利上げ検討 中銀金融政策委員＝FT ロイター
- 首相「長時間労働の改善を」 女性政策、党の提言受け 日本経済新聞

6月26日

- 労働局など 運送業集荷場など点検 新潟日報
- 労災：精神疾患が過去最多…長時間労働の影響深刻に 毎日新聞
- 拘束の韓国人に無期労働教化刑 「スパイ行為」で北朝鮮 朝日新聞
- 法令違反率、過去最悪の71・4% 14年度秋田労働局監督指導結果 秋田魁新報

6月27日

- 中国人強制連行で国を提訴 元労働者ら賠償求め - 日本経済新聞
- 花岡事件：強制労働の中国人ら賠償提訴 国を相手に初 - 毎日新聞
- 韓国 大法院が初裁決、外国人不法滞在労働者が労組設立の権利あり - 新華ニュース
- 不法滞在の外国人も労組作ることができる＝韓国 - 中央日報
- 国家公務員：22万人が朝型勤務 長時間労働抑制狙い 毎日新聞

6月28日

- ブラックバイトに注意して 学生労働組合が講演会 神戸 神戸新聞
- 派遣労働市場に大きな変化派遣需要の高まりで待遇改善のチャンスか MONEYzine
- 関西ユニオン：派遣労働ホットライン 来月3、4日 /大阪 - 毎日新聞
- 事業場7割是正勧告 県内3労基署 滋賀労働局 読売新聞

6月29日

- 韓国:大法院、8年ぶりに移住労組の合法化を認定 レイバーネット日本
- 米国で「残業代ゼロ」の要件見直しへ 年収300万円から630万円へ倍増 ガジェット

6月30日

- 職場のいじめ、お金で解決 「あっせん」利用で増加 日本経済新聞

この情報はGogleアラート「労働」より提供されたものを、編集部の責任で取捨選択したものです。配慮はしていますが欠落している情報についてはご容赦を。

なお、文中の LNJAPAN はレーバーネット日本 WSJ 日本版はウォールストリートジャパン日本版、など略称で表現しているところもありますからご承知おき下さい。m(_ _)m
5月～6月の記事で目についたのは、やはり派遣法改悪と残業代ゼロ法案をはじめとした安倍岩盤破壊攻撃の記事です。まずは控えめにつくって、後から本音を取り入れていくという財界・労働行政の発想は許しがたいものです。なんとしても廃案にもっていかなくてはなりません。

第 15 期総会開催の案内

会員の皆様へ

愛知労働問題研究所

理事長 羽根 克明

愛知労働問題研究所 規約第 4 条にもとづき、下記のとおり第 15 期総会を開催します。会員の皆様の積極的な参加をお願いします。

総会日時： 2015 年 10 月 3 日(土) 13 時～

総会場所： 労働会館本館 4 階会議室

名古屋市熱田区沢下町 9 - 3

総会日程

《総会》 13:00～13:30

- (1) 理事長あいさつ
- (2) 第 14 期(13.10～15.09)の研究所活動の総括と
第 15 期(15.10～17.09)事業計画案の提案
- (3) 第 14 期の会計報告・監査報告および第 15 期信 1 年次予算案の提案
- (4) 報告・提案の討議
- (5) 報告・提案の採択
- (6) 役員の選出
- (7) 閉会のあいさつ

《記念講演》 15:00～16:30

大平 徹也氏(元 J M I U 愛知支部役員、愛労連役員))

「私の労働運動人生」

質疑

※総会・記念講演終了後同じ場所にて簡単な懇親会を予定しています。

追記 総会の議案の素案については、8 月 29 日(土)に予定されている理事会で討議していただく予定ですが、その前の広く会員の意見をお聞きしたいものですから、以下のように拡大所員会議を行います。これには広く会員の皆さんの参加を呼びかけます。

第 22 回拡大所員会議

平成 27 年 8 月 9 日(日) 10 時から 研究所事務所にて

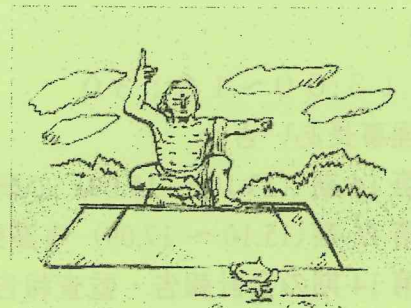
☆ 2015 年 7 月 15 日以降の活動・集会予定など

7 月 25 日(土)	オール沖縄連帯集会	14:00	中区役所ホール
7 月 26 日(日)	愛労連定期大会	10:00	刈谷市産業振興センター
7 月 29 日(水)	安倍内閣の暴走を止めよう大集会	18:30	久屋広場南ひかりの広場
8 月 2 日(日)	グローバルピースコンサート	14:00	しらかわホール(伏見)
8 月 3 日(月)	原爆犠牲者を偲ぶつどい	13:00	名古屋市公会堂大ホール
8 月 6 日(木)	広島原爆投下 70 年		今年は戦後 70 年という
8 月 9 日(日)	長崎原爆投下 70 年		こともあり平和行事が
	労働問題研究所拡大所員会議	10:00 ~	盛りだくさんです。
8 月 15 日(土)	敗戦 70 年		
	平和を語る八月名古屋集会	13:30 ~	イーブ名古屋
8 月 29 日(土)	研究所理事会(兼所員会議)	10:00 ~	
9 月 5 日(土)	愛労連評議員会	13:30 ~	労働会館
9 月 10 日(木)	名張毒ぶどう酒事件集中行動	12:15 ~ 12:35	名古屋高裁南側

☆寄贈された書籍、購入書籍他

月刊全労連

- 2015 年 07 月 戦争法案・憲法改悪許さない
08 月 組織拡大
経済 07 月 日本の働き方を壊すのか
08 月 「植民地支配と侵略」の実相
前衛 07 月 教科書と歴史の真実
08 月 核兵器のない世界 戦後 70 年



最近の「東洋経済」「エコノミスト」「ダイヤモンド」も不定期に購入しています。

廃棄する資料雑誌などは PDF 化をすすめています。

★今回 183 号も皆さんの協力によって発行することができました。いずれも力作ばかりで編集部一同喜んでいきます。引き続き、よろしくお願いします。

*「所報」第 182 号(隔月刊) / 発行日 2015 年 7 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール ai-romonken@roren.net

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 今期 14 期・2014 年度の会費未納入の方、よろしくお願いします。

